

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

1 施設の名称及び所在地

施設名称	介護老人保健施設 葵の園・大宮
所在地	埼玉県さいたま市西区清河寺685-1
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	理事長 新谷 幸義
電話番号	048-621-1155
サービスの種類	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
介護保険事業者番号	1156580118

2 事業の目的

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、経過的要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

3 運営の方針

(1) 通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(2) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援1、2の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

4 職員の職種・員数

管理者	介護職員	支援相談員	作業療法士等
1名	10名以上	2名(1名以上)	1名以上

5 営業日及び営業時間

営業日	営業時間等
月曜日～土曜日	午前8:30～午後4:30
日曜日	定休日
年末・年始	12月31日～1月3日：休業

6 利用定員及び設備等

定員	食堂	機能訓練室	浴室	相談室	送迎車
80名	1室	1室	5室 ※	2室	10台

※通所専用浴室（大浴場・一般浴槽、特殊浴槽）をご利用いただけます。

7 サービスの内容

- （１）送 迎：送迎時間は利用者の安全を最優先に行っています。
- （２）食 事：栄養のある献立を考慮し、利用状況、嗜好等に応じて楽しい雰囲気作りに心掛けています。
- （３）入 浴：利用者の身体の清潔を保持するように心掛けています。
- （４）機能訓練：日常生活動作を含む利用者の機能保持及び機能訓練を図っています。
- （５）生活相談：利用者の基本的人権を尊重し、細やかな愛情もとに平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進及び機能回復に努めてまいります。

8 サービスの利用料等

葵の園・大宮 デイケア利用料金表

令和6年6月1日

(1), 介護保険適用 (利用者負担額)

①通所リハビリテーション

・基本料金【大規模型通所リハビリテーション】

			1割負担	2割負担	3割負担				1割負担	2割負担	3割負担
基本提供時間 6時間以上 7時間未満	要介護1	日額	731円	1462円	2193円	1時間以上 2時間未満	要介護1	日額	569円	1137円	1706円
	要介護2		869円	1737円	2606円		要介護2		662円	1324円	1986円
	要介護3		1003円	2006円	3009円		要介護3		754円	1508円	2262円
	要介護4		1167円	2333円	3499円		要介護4		872円	1744円	2616円
	要介護5		1326円	2651円	3977円		要介護5		988円	1976円	2963円
1時間以上 2時間未満	要介護1	日額	387円	774円	1160円	4時間以上 5時間未満	要介護1	日額	633円	1265円	1898円
	要介護2		421円	841円	1261円		要介護2		750円	1499円	2249円
	要介護3		450円	899円	1349円		要介護3		867円	1733円	2600円
	要介護4		482円	964円	1446円		要介護4		1007円	2013円	3019円
	要介護5		515円	1029円	1544円		要介護5		1141円	2281円	3421円
2時間以上 3時間未満	要介護1	日額	403円	806円	1209円	5時間以上 6時間未満	要介護1	日額	774円	1547円	2320円
	要介護2		463円	925円	1388円		要介護2		918円	1835円	2752円
	要介護3		522円	1044円	1566円		要介護3		1065円	2129円	3194円
	要介護4		581円	1161円	1742円		要介護4		1235円	2470円	3704円
	要介護5		640円	1280円	1920円		要介護5		1408円	2816円	4224円
3時間以上 4時間未満	要介護1	日額	509円	1018円	1527円	7時間以上 8時間未満	要介護1	日額	774円	1547円	2320円
	要介護2		593円	1185円	1778円		要介護2		918円	1835円	2752円
	要介護3		675円	1350円	2025円		要介護3		1065円	2129円	3194円
	要介護4		779円	1558円	2336円		要介護4		1235円	2470円	3704円
	要介護5		884円	1768円	2652円		要介護5		1408円	2816円	4224円

・加算料金

		1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
通所リハ入浴介助加算Ⅰ	日額	44円	87円	130円	通所リハマネジメント加算11	月額	607円	1213円	1820円
通所リハ入浴介助加算Ⅱ		65円	130円	195円	通所リハマネジメント加算12		260円	520円	780円
通所リハ短期集中個別リハ加算		120円	239円	358円	通所リハマネジメント加算21		643円	1285円	1927円
通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅰ		260円	520円	780円	通所リハマネジメント加算22		296円	592円	887円
通所リハ重度療養管理加算		109円	217円	325円	通所リハマネジメント加算31		859円	1718円	2577円
通所リハ中重度者ケア体制加算	1回	22円	44円	65円	通所リハマネジメント加算32	月額	513円	1025円	1537円
通所リハサービス提供体制加算Ⅰ		24円	48円	72円	通所リハマネジメント加算4		293円	585円	878円
通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ		22円	44円	65円	通所リハ生活行為向上リハ加算		1354円	2708円	4062円
通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		6円	11円	17円	通所リハ科学的介護推進体制加算		44円	87円	130円
通所リハ送迎減算		片道 -51円	-102円	-153円	通所リハ退院時共同指導加算	1回	650円	1300円	1950円
通所リハ移行支援加算	1日	13円	26円	39円	通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅱ	1日	2080円	4159円	6238円

②介護予防通所リハビリテーション

・基本料金

		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	月額	2457円	4913円	7369円
要支援2		4579円	9158円	13737円

・加算料金

		1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
予防通所リハ退院時共同指導加算	月額	650円	1300円	1950円	予防リハサービス提供体制加算Ⅰ	月額	96円	191円	286円
予防通所リハ栄養改善加算		163円	325円	488円	予防リハサービス提供体制加算Ⅱ		191円	382円	572円
予防通所リハ科学的介護推進体制加算		44円	87円	130円					
予防通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	1回	22円	44円	65円					
予防通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		6円	11円	17円					

③備考

- *要介護認定による介護度や負担割合により金額が異なります。また、ご利用時間により金額が変更となる場合もあります。
 - *上記の介護保険適用(利用者負担額)の小計に、介護職員処遇改善加算((予防)通所リハ処遇改善加算Ⅰ)として8.6%を乗じます。
 - *上記の介護保険適用(利用者負担額)は、さいたま市地域区分単価(10.83円)で計算されています。
- また、算定の基礎に円未満の数値があるため、ご利用の日数により、若干の差異が発生することがあります。

(2), 介護保険適用外利用料

・食費

食事代	日額	800円	食材料費、おやつ、飲み物、行事食を含みます。
-----	----	------	------------------------

・その他の料金

日用品費	日額	150円	バスタオル、フェイスタオル、おしぼり等の費用です。
娯楽費	日額	150円	個別のレクリエーションを行う際の色鉛筆・紙その他の費用です。
支払証明書作成料	1通	440円	毎月発行の領収書紛失などによって再発行が必要になった場合。

- 支払方法 銀行振替または、振込となります。

9 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でご連絡ください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

(2) サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

ウ 自動終了

次の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が施設に入所した場合、あるいは医療機関に入院した場合
- ② 介護給付・介護予防給付を受けていた利用者の要介護・要支援区分が、非該当（自立）と認定された場合（※この場合、条件を変更して再度契約することができます。）
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

エ その他

- ① 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合又は当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知することによって直ちにサービスを終了することができます。
- ② 利用者や家族等が当事業者のサービス従事者または他の利用者に対し、暴言、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合、当事業者は文書にて通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10 サービスの現状及び留意事項

(1) サービスの現状

項 目	有 無	備 考
男性職員の有無	有	—
時間延長の可否	有	—
従業員への研修の実施	有	月1～2回の施設内研修の実施
サービスマニュアルの有無	有	—

(2) サービス利用にあたっての留意事項

- ア 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。
- イ 利用者は、事業者の設備、備品等の使用にあたって、本来の用法に従い使用する従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。
- ウ その他、この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項は契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

11 通常の送迎実施地域

さいたま市西区・北区・大宮区・浦和区・中央区・桜区・南区・緑区
上尾市、川越市

12 非常災害対策

- (1) 防火教育および基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
- (2) 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
- (3) 非常災害設備の使用方法的徹底 随時

13 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時は速やかに家族、関係機関（さいたま市、居宅介護支援事業所等）に連絡し対応します。
- (2) サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。

14 高齢者虐待防止について

施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針の整備、定期的な研修の実施を行い、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをさいたま市等に通報します。

15 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うことに努めます。
- (2) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策をする委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は状況に応じ、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

18 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 施設ご利用相談・苦情担当

苦情担当	事務長
相談担当	支援相談員
連絡先	電話 048-621-1155

(2) その他

当施設以外に行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568
さいたま市役所介護保険課	048-829-1264
さいたま市西区役所高齢介護課	048-620-2668

契約する場合は、以下のことを確認すること。

令和 年 月 日

(介護予防) 通所リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業者> 所在地 埼玉県さいたま市西区清河寺 685-1
 名 称 医療法人社団 葵会
 介護老人保健施設 葵の園・大宮

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防) 通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印